

真の分権型社会の実現並びに地方財源の確保を求める決議

我々はこれまで、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきた。国においては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」について、第1次から第4次までの一括法に引き続き、平成26年から導入された「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた第5次から第8次までの一括法に基づき、地方の発意に根ざした改革が進められる中、本年3月には第9次一括法案が閣議決定され、国と地方との新たなパートナーシップの下、真の分権型社会の実現に向けた改革が進んでいることは一定評価するが、この改革をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 基礎自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、これまでの数次にわたる一括法での対応にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る更なる権限移譲や、同勧告に沿った法令による義務付け・枠付けの廃止を原則とした更なる見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、「従うべき基準」の設定を行わないこと。
- 2 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲すべきであり、その工程を明らかにすること。その前提の下、税源移譲までの経過措置に係る具体の制度設計に当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方が必要とする総額の確保とともに、予算編成等に支障を来すことのないよう、制度の概要を早期に明示すること。
- 3 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等、社会保障、教育などの経常的な行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な総額を確保すること。恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく対応すること。また、平成の大合併による合併市の実情を踏まえた普通交付税の算定方法の抜本的な見直しなど財政支援措置を早急かつ確実に講じること。
- 4 都市自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てているところであり、地方の基金残高の増加をもって短絡的に地方財源を削減しないこと。
- 5 社会保障制度改革等、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な協議に当たっては、地方からの意見を的確に制度設計等に反映することができるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って提案を行い、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上、決議する。

令和元年5月22日
近畿市長会

風しんの追加的対策の実施に係る財政措置等に関する決議

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成30年12月13日付で、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、全国で原則無料で定期接種を実施すること、ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととされた。

しかしながら、市区町村の費用負担については、「風しん対策にかかる自治体との意見交換会」（平成30年12月17日、厚生労働省講堂）及びその後の「風しん対策Q&A」において、抗体検査については、国1/2、市区町村1/2、定期接種については、費用の9/10を普通交付税で手当することが示されている。

風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定し緊急的に追加された対策であり、実施主体となる市区町村が住民の風しんの感染予防とまん延防止を着実に進めるためには、確実な財源の保障及び実施体制の整備がなされなければ、円滑な施行は困難である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 風しんに関する追加的対策については、市区町村に財政負担が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。
また、抗体検査についても、今回の予防接種実施に至る経緯に鑑み、本体と同様の財政措置を講じること。
- 2 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。
- 3 国は、地方自治体及び関係機関が、対象者に対して新制度を確実に周知でき、混乱なく円滑に業務を運営するために必要な万全の措置を講じること。

以上、決議する。

令和元年5月22日
近畿市長会